

告 発 状 へ の 意 見 書

2017年5月21日

廃棄物資源循環学会会員 青 木 泰

1) 問題の核心、深部に8億円の2万トンのごみがあったのか

森友問題での核心点である国有財産の払い下げは、国会での安倍首相の発言では、「ごみがあるのだから値引きは当然だ」と説明されている。

確かに、民法上も埋設ごみについては、瑕疵担保責任があり、不動産の賃借や売買に当たって、不動産の所有主が、その撤去などの責任を負う。したがって、賃借に当たってごみの撤去料を支払い、売買に当たって撤去料金を値引くのは、当然の行為である。

しかし本件土地は、鑑定価格が9億300万円であり、その土地を、価格の約9割弱である8億1900万円も値引くような2万トンのごみが、存在していたのかが問われることになった。しかも売却前の賃貸の時点で、森友学園は、1回目の撤去作業として、約3mまでの埋設ごみの撤去作業等を行い、1億3176万円を支払っていた。

したがって問題の核心は、2回目のごみの撤去として問題になった本件土地の3m以上の深部に2万トンのごみが、存在したのかという点に絞られる。

ちなみに2万トンのごみは、比重1.6と想定して1万2500m³（立方メートル）となり、土壌中に約50%ごみが存在しているとして、土の量を含めて約2万5000m³となる。今回深部から掘り出すとした5190m²の広さの土地で計算すると約5mの深さで、50%ごみ混じりの土壌の層があったことになる。荒唐無稽な想定と言えるが検証する。

森友学園（8770平方メートル）鑑定価格	9億300万円
1回目 ごみの撤去料	1億3176万円
2回目 ごみの撤去料（算定料）	8億1900万円
購入価格	1億3400万円
豊中市（9492平方メートル）鑑定価格	9億800万円

購入価格	14億2300万円
------	-----------

図表1：土地の価格ごみの撤去費

図表2 主な経過

2010年1月	後に森友学園&豊中市が購入した用地の地下構造物調査報告書（大阪航空局）。3mの深さまで浅い部分にごみがあることを報告。
2013年4月9日	「土壤汚染対策法（4条）に基づく、有害汚染物（ヒ素&鉛）が存在することを届け。「要届け出地域の指定」
9月	森友学園が取得要望書提出。
2014年12月	（仮称）M学園小学校新築工事 地盤調査報告書。ボーリング調査。目的は、建築物が建設できるかの地盤調査。深部にはごみが無く立地可能を報告。この調査でも浅い盛り土の部分にごみがあることを報告
2015年1月	大阪府私立学校審議会。小学校設置認可。
2月10日	国有財産近畿地方審議会。森友学園に貸し付け、売却「処理適当」
5月29日	貸し付け契約締結。
7月～12月	学園による1回目のごみの撤去、（土壤汚染の除染も含む）3mの低深度。埋設ごみは、コンクリート、アスファルト、木くず、生活ごみ
9月4日	財務省と工事業者（中道組）財務省は、生活ごみの撤去費は支払い対象にならない。極力場外処分を減らしてほしいと要望
12月	工事業者中道組から藤原工業（株）に。
2016年3月11日	校舎建設の基礎工事（杭打ち工事）で、新たな廃棄物が埋設されていること（高深度）が分かる。
3月24日	購入希望を出す。生活ごみも含めて国が撤去費用を出すことに。
5月23日	工事の様子を写真撮影（豊中市木村真市議撮影）
6月20日	近畿財務局が、2回目のごみ撤去算定—高深度分のごみの値段として約8億円を算定し、売買価格から減額の上、売買契約（1億3400万円）

2) 本件土地の汚染や埋設廃棄物の履歴と土地改良他工事

本件土地は、一部が有害物（ヒ素や鉛）で汚染されている土壤の箇所（5箇所）があり、なおかつ埋設ごみが、比較的浅い部分に存在するという問題を抱えた土地であった。

前者の汚染土地の件は、土壤汚染対策法第4条に基づき大阪航空局が2013年

4月に豊中市に届け出申請。（*1）後者の埋設ごみの件は、やはり大阪航空局が、2010年1月に「地下構造物状況調査業務 報告書」（*2）として報告しているために、事実確認することができる。

このように本件土地は、汚染土壤の除染と埋設ごみの撤去が課題になっていたため、森友学園は、本件土地の賃貸借契約を、2015年5月29日に行った後、校舎建設に入るにあたり、土地改良他工事（同年7月23日～11月30日）に入り、その事業の中で土壤汚染対策工事を行い、その後埋設ごみの撤去工事を行っている。

その点は、土壤汚染対策については、豊中市に報告された「形質変更届け出区域に係る土地完了報告書（H27年10月16日）」（*3）、埋設ごみの域外処理については、マニフェスト報告（*4）から分かる。

前者の汚染土壤の除染工事は、報告によれば、対象面積471.875m²から汚染土壤を容積で、667.05m³、重量で1088.63トンが、同土地の区域外に排出されたと報告されている。

また後者埋設ごみについては、報告によれば埋設ごみを土壤とふるい分けした後、合計952.6トンは、処分場にはこぼれている。その内訳は、下記のとおりである。

・建設汚泥	6.6トン	
・アスコン破片	10トン+20トン	計30トン
・コンクリート破片	350トン+340トン	計690トン
・建設工事の木くず	214.5トン	
・管理型建設系混合廃棄物	12トン	
合計	953.1トン	

このように1回目のごみの撤去作業によって、掘り出された「建設汚泥」「アスコン破片」「コンクリート破片」「建設工事の木くず」「管理型建設系混合廃棄物」などの事業系ごみは、処分場に運ばれ処分されたという報告になっている。一方「地下構造物状況報告書」に記載されていた埋設ごみの内、ビニール、靴などの生活ごみは、このマニフェスト報告されていない。そのため生活ごみは、そのままこの改良他工事の終了後（2015年11月30日）も、本件土地に保管・放置されたと考えられ、実際翌年度の2016年から始まる藤原工業（株）による校舎建設中も校庭の一角にビニールシートで覆ったそのごみの存在が確認されている。

注釈

*1：「土壤汚染対策法に基づく、形質変更時、要届け出地域の指定等について」同法4条に基づく届け出申請。

(申請日 2013年4月9日 申請者 大阪航空局)

- *2:「平成21年度大阪国際空港豊中市場外用地(野田地区)地下構造物状況調査業務 報告書(OA301)」(平成22年1月 国土交通省大阪航空局 大和探索技術株式会社)
- *3:報告書名は、「大阪府豊中市野田町1501番 土壤汚染対策工事 報告書 平成27年10月 株式会社中道組」
- *4:「廃棄物処理法に基づく産業廃棄物管理票の報告書 (H28年5月2日)」豊中市受付 H28年6月7日 株式会社中道組

3) 8億円値引きの妥当性と深部の2万トンのごみの存在

2回目のごみの撤去料を計算するに当たって、近畿財務局と大阪航空局が深部に埋設されていると算定したごみの総量は、1万9420トン、約2万トンであった。

経過からも分かるように、すでに1回目のごみの撤去は終わっている。なぜ2回目にそのような大量のごみが出ると予測できたのであろうか？

その前に、豊中市が同じ大阪航空局から払い下げを受けた土地は、9492m²、本件土地は、8770m²であり、ほぼ同じ大きさである。しかも隣接する土地は、元々同じ一塊の計画用地である。

豊中市の購入価格が14億2300万円、森友学園は、1億3400万円である。約10倍も差がある点。これだけでも、8億円の値引きの妥当性に疑問が残る点である。同じ計画用地であった豊中市の土地にも、本件土地と同様に3m位の浅い部分に、ごみの埋設があることが、別途報告書(*5)

で明らかになっている。ではなぜ、森友学園だけ値引きし、豊中市は値引かなかったのか？ 本件土地だけにそのような大量のごみが深部にあったのか？ その点でも深部における2万トンのごみの存在の有無は、注目される点である。

では、深部の撤去量に8億円もかかる2万トンのごみが埋設されているというのは、どのような調査と確認があって行われたのか？

本件土地の深部でのごみの存在について、実は本件土地の地層調査がこの問題の渦中の2014年12月に行われていた。

その報告は、地盤調査報告書(*6)としてまとめられ、財務省自身が、この報告書を所有していた。

その報告書では、3mを超える深部にはごみはなかった。一方、表土から約3mの深さまでは、盛り土層で、コンクリートごみや木くず、生活ごみが見られた。それを超える深さは、1万年前後かかって作られた堆積層となりごみは見られない。したがってこの報告書から言っても、深部は、ごみの存

在しないということができた。

では、近畿財務局や大阪航空局は、深部のごみの存在を裏付ける独自の調査や行っていたのか？

その点は、先日の国会審議（2017年5月9日）で民進党の小川敏夫参議院議員の質疑に答え、「値引きする8億円の算定について、ごみがあった深さまで実際には確認せず、『総合的に勘案して見積もった』」と国土交通省の佐藤義信航空局長が答弁している。

驚いたことに、深部にはごみがないという報告書に加え、国会での質疑でも確認を行っていないと国は答えているのである。

*5：「平成21年度大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）地下構造物状況調査業務 報告書（OA302）」

（平成22年1月 国土交通省大阪航空局 大和探索技術株式会社）

*6：「（仮称）M学園小学校新築工事 地盤調査報告書」

平成26年（2014年）12月 メモ「H27/4受け取り

（鑑定士・有識者に相談）」

4) 深部に2万トンあったとする算定式の間違い

では、地盤調査報告書からも深部にはごみが無いと報告され、しかも独自の調査も行っていない中で、深部に2万トンものごみがあるというのは、どのように算出したのであろうか？

図表3 8億円の算出根拠（福島みずほ参議院議員調査—国交省回答）

表面面積×深さ×ごみの割合×1.2（補正係数）＝ごみの容積÷重量（トン）

① 303m²×9.9m×0.471×1.2÷1700m³÷2720トン

② 2377m²×3.8m×0.471×1.2÷5100m³÷8160トン

③ 2510m²×3.8m×0.471×1.2÷5400m³÷8640トン

計 5190m²1万9520トン÷2万トン

国が約2万トンあると示した算定計算方式は、「図表3」の通りであった。新

たにごみがあるという深部の土壌の容積を計算し、それにごみの混入率を掛けて、ごみの容積を求め、比重を掛けてごみの総量を約2万トンとしていた。

これは、下記の点で間違っていた。

- 深部に新たにごみが見つかったといいながら9.9mの深部から掘り出す土壌は、全体のわずか6%でしかなく、深部からごみが見つかったという報告に沿う計算式になっていなかった。
- すでに行っている第1回目のごみの撤去(3mまで)を二重に計算していた。3mまでのごみの撤去をすでに済ませていたことを考えると、計算式は「面積×(9.9-3)」もしくは「面積×(3.8-3)」で計算しなければ、3mまでを二重に計算したことになる。
この算定式のままだと、第1回目のごみの撤去で支払いを済ませているコンクリートのごみや木くずなどの約950トンは、明らかに2重計上されている。
一方1回目の算定から外した生活ごみは、2回目の算定の中に入れ、深部から掘り出したことにする減茶苦茶な算定である。
- さらに土壌中のごみの混入率は、「0.471」とし、約50%としている。しかしこれは、1回目のごみの撤去がベースとしていた「地下構造物-状況」報告書で示された3mまでの浅い深さでの土壌に対してのごみの混入率でしかない。3m以上となる深部でのごみの混入率のデータは、そもそも上記3)で指摘したように、無いのである。したがってそのような混入率を示して計算すること自体、全く根拠のないでたらめな計算で合った。

5) 結語

以上のように本件土地の深部に2万トンのごみがあるというのは、机上の空論であり、この計算式だけでも間違いが分かるひどい算定であった。

したがって森友問題について、深部には8億円に当たる2万トンのごみはなかった事実を、上記分析結果を添えて意見書として提出し、告発状が前提とする点に間違いがないことを保証したい。